

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号） 抄
 （附則第七十二条関係（平成十七年十月一日施行））

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 九十九 （略）</p> <p>百 厚生年金基金、<u>企業年金連合会</u>、国民年金基金、国民年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金の事業に関すること。</p> <p>百の二 百十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 九十九 （略）</p> <p>百 厚生年金基金、<u>厚生年金基金連合会</u>、国民年金基金、国民年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金の事業に関すること。</p> <p>百の二 百十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>